



## みなさんが納める介護保険料について



# 介護保険はみなさんが納める保険料を財源としています

介護保険は、40歳以上のみなさんが納めている保険料と公費を財源としています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

## 65歳以上の人の介護保険料（第1号被保険者）

ひたちなか市の介護サービス費用がまかなえるように算出した「基準額」をもとに決まります。みなさんの所得に応じた負担になるように14段階の保険料に分かれます。

$$\begin{matrix} \text{ひたちなか市で} \\ \text{必要な介護} \\ \text{サービスの費用} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{65歳以上の} \\ \text{人の負担分} \\ \text{25.31\%}^* \end{matrix} \div \begin{matrix} \text{ひたちなか市に} \\ \text{住む65歳以上の} \\ \text{人の人数} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{ひたちなか市の} \\ \text{令和3年度～令和5年度の保険料の} \\ \text{基準額 } 66,000\text{円(年額)} \end{matrix}$$

\*65歳以上の人の負担分の率は、市町村ごとの高齢化率と所得水準により調整されます。

区分	対象となる人	保険料率	保険料(月額)	保険料(年額)	
第1段階	本人が市町村住民税非課税 世帯全員が市町村住民税非課税	●生活保護を受給している人 ●老齢福祉年金を受給している人 ●本人のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.30	1,650円	19,800円
第2段階		●本人のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.45	2,475円	29,700円
第3段階		●本人のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	基準額×0.70	3,850円	46,200円
第4段階	世帯に市町村住民税課税者がいる	●本人のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90	4,950円	59,400円
第5段階		●本人のその他の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	基準額×1.00	5,500円	66,000円
第6段階	本人が市町村住民税課税	●合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	6,600円	79,200円
第7段階		●合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	7,150円	85,800円
第8段階		●合計所得金額が210万円以上265万円未満の人	基準額×1.40	7,700円	92,400円
第9段階		●合計所得金額が265万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	8,250円	99,000円
第10段階		●合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額×1.60	8,800円	105,600円
第11段階		●合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	基準額×1.70	9,350円	112,200円
第12段階		●合計所得金額が500万円以上700万円未満の人	基準額×1.80	9,900円	118,800円
第13段階		●合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の人	基準額×1.90	10,450円	125,400円
第14段階	●合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2.00	11,000円	132,000円	

- 老齢福祉年金  
明治44年4月1日以前に生まれた人などで一定の所得がない人や他の年金を受給できない人に支給される年金
- 合計所得金額  
所得の合計金額（年金・給与・不動産・配当などの総合課税所得と土地・建物・株式等の譲渡所得など分離課税所得）で、扶養控除や医療費控除などの所得控除前の金額で、繰越損失がある場合には繰越控除前の金額です。第1～5段階の人は「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。第6段階以上の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地や建物の短期・長期譲渡所得の特別控除がある場合には特別控除額を差し引いた金額を用います。
- その他の合計所得金額  
合計所得金額から課税年金収入に係る雑所得を差し引いた金額をいいます。
- 課税年金収入額  
国民年金、厚生年金など課税対象となる年金の収入額

## 保険料の納め方

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が  
年額18万円以上の人

年金から差し引き  
(特別徴収)

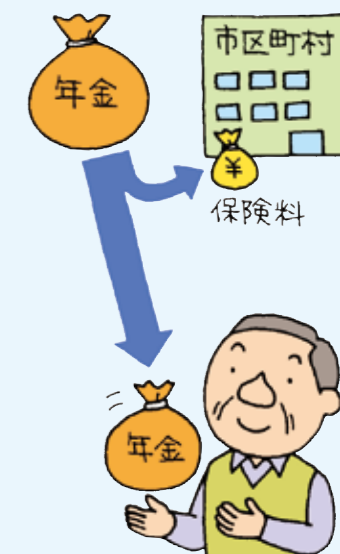
年金の定期支払いの際に、年金の受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。

※老齢福祉年金などは、特別徴収の対象となりません。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月

介護保険料は前年の所得にもとづいて決まりますが、前年の所得が確定するのは6月以降となります。そのため、年間保険料が確定する前の、4・6・8月は仮に算定された保険料を納めます（仮徴収）。

10・12・2月は、確定した年間保険料から、仮徴収分を差し引いた額を納期に分けて納めます（本徴収）。



次のような場合には、年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金の受給が始まった場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合 など

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が  
年額18万円未満の人

納付書または口座振替で納付  
(普通徴収)

市から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて納めます。

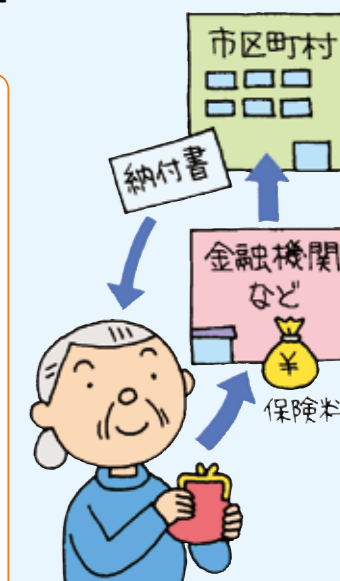
### 納付方法は！

#### 納付書で納付

- ①銀行 ②コンビニエンスストア ③スマートフォンアプリ
- ※バーコードの読み取りができないものは、②、③で納付できません。
- ※③の納付は領収証書の発行はされません。取引履歴などをご確認ください。
- ※コンビニエンスストアなどの店舗では、スマートフォンアプリを利用した支払いはできません。

#### 口座振替で納付

- 次のものをご持参のうえ、指定の金融機関にお申し込みください。
- 保険料の納付書 ●預（貯）金通帳 ●印かん（通帳届け出印）
- ※申し込みから口座振替が開始されるまでの間は納付書で納付してください。
- また、残高不足などで口座振替ができなかった場合も納付書で納付となります。



# 40歳以上65歳未満の人の介護保険料 (第2号被保険者)

40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳細は、加入している医療保険者へお問い合わせください。

## 国民健康保険に加入している人

### 決まり方

世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。

### 納め方

同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。



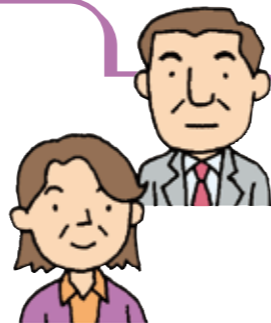
## 職場の健康保険に加入している人

### 決まり方

健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。

### 納め方

医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。



## 教えて！ 介護保険



### 保険料を滞納しているとどうなるのですか。

保険料を滞納していると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。



#### ●1年以上滞納すると…

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。

#### ●1年6か月以上滞納すると…

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

#### ●2年以上滞納すると…

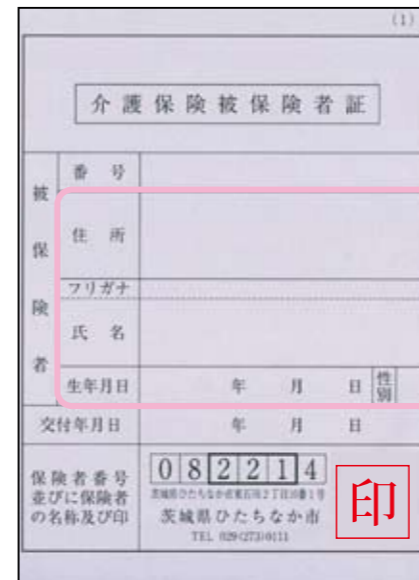
滞納期間に応じて一定期間、利用者負担が3～4割になったり、高額介護サービス費や特定入所者介護サービス費等が支給されなくなります。

## 困ったときは介護保険の窓口へ

「納付書をなくしてしまった」「一度に納められないので少しずつ納めたい」「家族が保険料を納め忘れてる」などお困りの場合は、お早めに介護保険課へご相談ください。

# 介護保険の保険証と負担割合証

## 介護保険の保険証 (薄紫色、三つ折り)



医療保険の保険証とは別に、一人に1枚、保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。

■65歳に到達する月に交付されます。

■40歳以上65歳未満の人は、介護保険の認定を受けた場合などに交付されます。

住所、氏名、生年月日などに誤りがないか確認しましょう

こんなときに  
必要です

- ★要介護認定の申請や更新をするとき
- ★ケアプランの作成を依頼するとき
- ★サービスを利用するとき

## 介護保険負担割合証 (白色)



介護保険で認定を受けた人などに、一人に1枚、介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用したときに支払う利用者負担の割合（1割、2割または3割）が記載されています。

■認定を受けた人や総合事業を利用する人に、毎年交付されます。

住所、氏名、生年月日に誤りがないか確認しましょう

利用者負担の割合（1割、2割または3割）が記載されています

こんなときに  
必要です

- ★サービスを利用するとき



## サービスを利用するつもりがないので介護保険に加入しなくてもいいですか。

### こたえ

介護保険は、介護の負担を社会全体で連帯して支えあう社会保険制度です。サービスを利用するしないにかかわらず、原則として40歳以上のすべての人が加入しなければなりません。外国籍の人も短期滞在などを除き、介護保険の加入者となります。